

2024.6 改定

# 垂水区薬剤師会業務維持計画 ( B C P )

一般社団法人垂水区薬剤師会作成

## 目次

- (1) 事前の備え
- (2) 基本方針
- (3) 具体的方針
- (4) 発災後の対応
- (5) 指揮命令系統の確立（翌日以降の対応）

## 資料

- ・ 災害時医薬品集積センター等における業務実績報告書
- ・ 各救護所への医薬品、衛生材料等の支援内容物資内容報告

※垂水区薬剤会災害時連絡網（3ブロック 1班～14：班別一覧表）

※垂水区薬剤師会避難所別担当薬局一覧表（85薬局）

神戸市内では近い将来、南海トラフを震源とする大地震の発生が予想され、特に沿岸部では津波への警戒態勢も必要となる。

また気象異常などによる甚大な風災害の発生等の業務維持に困難な自然災害にさらされる可能性が危惧されている。

垂水区内においても過去に起きた阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、上記の様な会員の生命及び経済活動業務継続を困難にする大規模災害が発生した場合に備える為、垂水区薬剤師会として垂水区薬剤師会業務継続計画（BCP）を策定する事に至る。

※大規模災害の目安としては神戸市内において震度6弱以上の地震または死傷者が多数見込まれる風水害とする。

#### （1）事前の備えに関して

- ・会員薬局に班別災害時連絡網、担当避難所一覧帳を配布（毎年更新を行う事）
- ・薬剤師会事務局、理事監事・委員の緊急連絡網で安否確認がとれる体制整備（現在はLINEを使用）
- ・毎年1.17 また 3.11 に行われる災害訓練連絡を会員薬局へ通知、参加を要請
- ・定期的に行行政、医師会、歯科医師会等と発災時連携の為の調整を行う（行政は定期的に人事異動ある為、覚書等の書面での記録を残す事が望ましい）
- ・災害用緊急医薬品備蓄に関する検討（数量、品目、場所、管理等）
- ・神戸市薬剤師会、他地区との情報共有
- ・災害薬事コーディネーター等の研修会に積極的に参加

#### （2）基本方針

垂水区薬剤師会は大規模災害発生時、被災状況の確認・把握、被災地の状況に応じて会員や区民の為の医療救護活動の支援を行うと同時に薬剤師会の業務も緊急時の必要最低限度の機能は維持する必要がある。

医療救護活動は【薬剤師のための災害対策マニュアル】に基づいて行う。

#### （3）具体的方針

大規模災害発生時の念頭に置くべき重要な方針について列記

- ①垂水区薬剤師会の役員、職員等の安全確保
- ②指揮命令系統の確立（対策本部の設立）
- ③被災現状の把握と情報共有
- ④行政、医師会、歯科医師会、災害協力病院等との連絡
- ⑤神戸市薬剤師会との連絡
- ⑥会員への最新情報の伝達収集
- ⑦被災会員への支援
- ⑧垂水区薬剤師会業務の継続
- ⑨その他

#### （４）発災後の対応

##### ・業務時間内での発災に対して（平日 10：00～15：00）

- ①事務局員の安全確保、安否確認の為に自宅への帰宅を優先する
- ②事務所のライフラインの状況確認、その他の被害状況の確認
- ③会長の指示において理事監事の安否確認を行う
- ④安否確認後に理事監事は可能な限り事務局に参集  
以降は時間外の対応を参考

##### ・業務時間外での発災の対して

- ①被害状況確認は翌日を目安に行う（複数回の確認も必要）
- ②垂水区薬剤師会理事連絡網にて理事監事の安否確認を行う  
事務局から配信、不可能な場合は会長、または会長代理から配信
- ③理事の安否確認で状況が確認できたのち、**垂水区薬剤師会災害時連絡網（1班～14班）**での会員薬局に被害状況・安否確認の確認を行う  
（TEL、FAX、その他）  
一定の時間が来たのちは情報をまとめて事務局（会長）に報告
- ④会長、副会長、専務理事は事務局に参集して対策本部の設置

#### 【理事監事委員グループLINE連絡網】

- ・会長（事務局）→全執行役員にLINE→被害状況・安否確認  
1.17 災害訓練時の際も並行訓練を行う事
- ・垂水区薬剤師会内でのコベヤクネットの活用方法を検討

## 【垂水区薬剤師会災害時連絡網】

### TEL

会長→副会長（1ブロック長）→班長→班最初薬局→班最終薬局→班長→ブロック長→会長  
（1班～4班）

会長→副会長（2ブロック長）→班長→班最初薬局→班最終薬局→班長→ブロック長→会長  
（5班～9班）

会長→副会長（3ブロック長）→班長→班最初薬局→班最終薬局→班長→ブロック長→会長  
（10班→14班）

### FAX

各薬局は被害状況・安否確認を班長にFAX

班長は各薬局のFAX情報をまとめてブロック長にFAX

ブロック長は16時現在の状況を会長に報告（TELまたはSNS）

神戸市薬剤師会からコベヤクネットの返信情報から区内の薬局の状況把握し  
護所等への支援物資、人材の準備を行う

また垂水区薬剤師会独自でのコベヤクネットも活用する

（5）指揮命令系統の確立（翌日以降の対応）

#### ①垂水区薬剤師会災害対策本部設立（垂水区医師会館内）

本部長：垂水区薬剤師会会長

副本部長：副会長、専務理事

部員：理事、監事、委員

事務局：事務員

#### ②各事業分担

本部長（会長）：垂水区三師会、行政との連携、薬剤師会への連絡

副本部長①（副会長）：対策本部で本部長の支援、各班の連絡、救護所へ薬剤師派遣依頼を事務局に指示

副本部長②（副会長）：薬品卸への連絡、災害対応病院（掖済会病院）との調整

副本部長③（副会長）：神戸市薬剤師会との連絡交渉

専務理事：西神薬局との情報共有、会営薬局として緊急医薬品の準備

事務局：事務的補助、書類の準備、活動に関する記録、活動費の準備等

神戸市災害衛生担当の理事は神戸市薬剤師会指定の場所に参集

他の理事は自局の業務に支障に無い場合は各業務を支援

垂水区災害対策本部設立後は救護所活動を中心に参画する

### ③救護所での活動支援指示の拠点としての役割

- ・垂水区内の地域をA～Eブロック別に避難所担当薬局を選定
- ・垂水区薬剤師会災害対策本部は活動可能な薬局に連絡し救護所（避難所）へ薬剤師を派遣要請
- ・垂水区薬剤師会対策本部は災害救護所からの**要請に応じて薬剤の手配支援、行政からの支援薬品を優先して使用**  
(救護所設置予定場所：西舞子小・舞子中、東垂水中・乙木小、垂水小・垂水中、つつじが丘小・名谷中、舞多間小が候補地であるが近年は避難所が被災するケースも多く発災後に行政が選定する事になっている)

### (6) 垂水区薬剤師会業務維持計画の作成

- ・必要に応じて適宜内容を改訂する事
- ・理事は災害薬事コーディネーター研修等への参加し改善点の助言を行う

### (7) 新興感染症発生時の備え（手順書の整備検討）

- ・第2種協定指定医療機関としての指定の申請
- ・オンライン服薬指導の対応（汎用的なツールの利用が望ましい）
- ・要指導医薬品・一般医薬品の取り扱い、検査キットの在庫
- ・新興感染症に適応となる薬剤の備蓄また罹患者に対しての供給体制確保（24時間対応ができる体制を整備し垂水区薬剤師会HPで公表）
- ・感染予防対策として医療従事者の防護服、衛生用品等の十分な備蓄確保
- ・臨時的に閉局する場合は代替薬局の紹介

上記項目を薬剤師会と会員薬局が情報共有する事

資料①

垂水区薬剤師会→神戸市薬剤師会

年 月 日

災害時医薬品集積センター等における業務実績報告書

1.業務内容	
2.業務場所	
3.派遣日時	
4.薬局名、人数	
5.経費等	

資料②

垂水区薬剤師会→神戸市薬剤師会

年 月 日

各救護所への医薬品、衛生材料等の支援内容物資内容報告

救護所名	薬局名	品名数量	備考（日時等）



--	--	--	--